省令

○総務省令第四十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項第二号を次のように改める。

二　超広帯域無線システムの無線局（必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。）の送信設備

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、この省令による改正後の施行規則第四条の四第二項第二号中「二四・二五」とあるのは「二二」とする。

○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四に見出しとして「（混信防止機能）」を付し、同条第八号中「特定小電力無線局」の下に「及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）」を加え、同条第九号ニを次のように改める。

ニ　三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局

第二十四条第十七項を次のように改める。

17　超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯		任意の一MHzの帯域幅における平均電力
一、六〇〇MHz未満		（一）九〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表及び第二号の表において同じ。）以下の値
一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満		（一）八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上三・四GHz未満		（一）七〇デシベル以下の値
三・四GHz以上四・八GHz未満	三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するもの	（一）五四デシベル以下の値
	七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの	（一）七〇デシベル以下の値
四・八GHz以上七・二五GHz未満		（一）七〇デシベル以下の値
七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満		（一）七〇デシベル以下の値
一〇・二五GHz以上一〇・六GHz未満		（一）七〇デシベル以下の値
一〇・六GHz以上一〇・七GHz未満		（一）八五デシベル以下の値
一〇・七GHz以上一一・七GHz未満		（一）七〇デシベル以下の値
一一・七GHz以上一二・七五GHz未満		（一）八五デシベル以下の値
一二・七五GHz以上		（一）七〇デシベル以下の値

二　二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力
三六・六二五GHz未満	（一）五四デシベル以下の値
三六・六二五GHz以上	（一）四四デシベル以下の値